

北海道告示第10486号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次の地方卸売市場は同法第13条第1項の認定の効力を失った。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 認定の効力を失った日 | 令和4年4月1日 |
| 2 地方卸売市場の名称 | 小樽市公設青果地方卸売市場 |